「弘前市宿泊税導入に関する宿泊事業者説明会」に係るご質問等に対する回答

●説明会の日付:令和6年10月1日(火)、3日(木)、4日(金)

●質問件数:33件(説明会21件、問い合わせ12件)

●以下、質問等に対する回答

○税額について

No	現について 質問・意見	市の回答
1	宿泊税の使い道は納得できたが、弊社はカプセ	免税点については、租税の3原則のうち、「簡
	ルホテルの簡易宿泊で、1室3,500円という安	素」の観点から利用されるお客様や事業者にと
	価な値段で提供しています。入湯税の150円も	ってわかりやすい制度内容が望ましいと判断
	お客様から徴収しています。宿泊税の一律 200	し、設けないこととしております。
	円も含めるとお客様の負担が350円となり、宿	
	泊料金の10%にあたる額となり、お客様への負	
	 担が重いと感じています。免税は無いとのこと	
	│ │ですが、弊社の立地が繁華街に面しており、代	
	 行タクシーで帰れなかった市内のお客様も利用	
	します。そうしたお客様にとって料金が上がる	
	ことは正直厳しいと感じるので、免税をご検討	
	いただきたいと思います。	
2	課税免除について、宿泊者の中にはスポーツ合	スポーツ合宿に対する課税免除については、宿
	宿で利用する小学校から高校生までの子供たち	泊事業者の負担を考慮し、設けないこととして
	もいます。そういった子供たちに対しても課税	おります。
	するのか。	なお、子どもたちに対しては、市内で利用でき
		る割引券を発行するなど財源活用の中で検討
		したいと考えております。
3	宿泊料金が発生しない乳幼児から、宿泊税は徴	宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税は徴収し
	収するのか。	ません。
4	税額について、事業者の負担を考慮して一律の	税額については、先行導入自治体の事例を基に
	200円にしたとのことだが、宿泊料金の段階別	算出した税収額及び宿泊事業者の事務負担な
	に税額が変わっても事務はそこまで難しくない	どを考慮し、一律 200 円にしております。
	と思います。他の自治体では宿泊料金の2%と	
	しているところもあります。例えば、2万円で	
	泊まる人の 200 円と、4,000 円で泊まる人の 200	
	円はパーセントが全然違います。そこは検討し	
	たうえで、一律 200 円にしたのか。また、今後	
	検討していただけるものか。	

5	仮に段階別の税額が採用された時について、1	宿泊税は宿泊行為に対して課税されるため、食
	泊2食付きで、宿泊料金と食事料金に分かれて	事料金は含まれません。
	いる場合、宿泊税の課税の対象に食事料金は含	
	まれるのか。	
6	幼児や子供にも宿泊税はかかるのか。	宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金が発生する
		場合には、課税対象となります。なお、例えば、
		添い寝無料などにより、宿泊料金が発生しない

○宿泊について

No	質問・意見	市の回答
7	課税対象となる「宿泊」の定	宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を行
	義を教えてほしい。	い、宿泊施設を利用する行為を言いますが、宿泊税においては、
		原則として以下の基準に基づいて課税対象となるか判断します。
		① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
		② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利
		用であるもの。(仮に0時以降にチェックインして、チェックアウ
		トまで6時間未満の場合であっても、宿泊契約に基づき宿泊料が
		徴収されるのであれば課税対象となります。)
		また、本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法
		の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象と
		なります。旅館業法の許可が必要な宿泊とは以下の4項目をすべ
		て満たすもの。
		①宿泊料を徴収している(名称は問わない)
		②社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広
		く一般に募集を行っている場合など)
		③反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など)
		④生活の本拠ではない(使用期間が一カ月未満の場合、使用期限
		が一カ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提
		供者が行う場合など)
8	市外から宿泊される方々は	観光はすそ野が広く、観光振興施策は多岐に渡っていることか
	ビジネス客であっても観光	ら、それから受けるサービスは様々です。市内居住者であっても、
	施設をみることはあるかも	観光施策の受益があり、また居住地によって除外することは税の
	しれませんが、地元の人が宿	公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いするもので
	泊する場合もあります。その	あります。
	点についてどのように考え	
	ているのか。	

9	公営施設の場合また宿泊施	ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置
	設が宿泊料金を免除してい	目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば課税
	る場合は課税対象となるの	対象となります。なお、宿泊施設のポイント等により宿泊料金が
	か。	無料となった場合は課税対象となりません。
10	長期滞在 (2~3ヶ月) の場合	宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず課
	も課税されるのか。この場	税対象となりますが、賃貸借契約に基づく利用行為については、
	合、宅建業法に基づいて、短	宿泊行為には該当しませんので課税対象となりません。
	期賃貸借契約 (30 日以上の場	
	合可能)とした場合はどう	
	か。	

○徴収の方法

No	質問・意見	市の回答
11	宿泊者が支払う宿泊税	支払方法については、具体的には規定していませんので、現金払いや
	の支払方法はどのよう	事前決済などによりお支払いください。
	に行うのか。	
12	ネット予約、無人化施設	支払方法については、具体的には規定していませんので、現金払いや
	等での支払方法はどの	事前決済などによりお支払いください。
	ように行うのか。	なお、無人化施設等の場合、他都市の事例では、ホームページ上に宿
		泊税について明記し、予約時に事前決済でお支払いするケースが多い
		ようです。
13	キャッシュレス決済さ	宿泊者が宿泊税をカード等で支払った場合の手数料については、宿泊
	れた場合の手数料は誰	事業者とカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者が
	が負担するのか。	負担することになります。
14	宿泊者が宿泊税を支払	仮にお支払いいただけなかった場合は、法令上、特別徴収義務者であ
	わない場合、どのように	る宿泊事業者が市へ納入したうえで、お支払いを拒否した宿泊者に求
	対応するのか。	償することになります。
		市では、宿泊税の導入が決定した段階で、市内ホテルや公共交通機関
		等へのポスター掲示、SNS による周知に努めてまいります。

○税の申告・納入について

No	質問・意見	市の回答
15	申告納入期限について、3ヶ月分まと	納めていただく税額が一定の金額より低い場合、また
	めて申告納入できる一定の要件の内	安定して税金を納めているかを要件として考えてお
	容はどういったものか。	ります。
16	3ヶ月分まとめて申告納入できる―	一定の金額については、現時点では、年間の納入する

	定の要件について、具体的な金額があ	べき税額が 120 万円以下であることを想定しており、
	れば教えてほしい。	8割から9割の施設が該当する見込みとなっていま
		, 9 ° ° °
17	資料の 17 ページについて、宿泊税を	入湯税と同じく市役所の窓口でもお支払いすること
	金融機関に支払うとなっていますが、	ができます。
	入湯税のように市役所の窓口で支払	
	うことは可能か。	
18	申告納入の特例の要件である「市長が	特別徴収義務者(宿泊事業者)は、原則各月の初日か
	別に定める金額以下」の根拠は何か。	ら末日までの宿泊税について、翌月の末日までに申告
		納入をしていただくことになりますが、申告納入手続
		きの負担を軽減するため一定の要件を満たせば、申請
		いただくことで3か月ごとに年4回の申告納入に切り
		替えることができます。その際にいくつかの要件を満
		たす必要があり、その要件の一つに申請していいただ
		く月の前12か月に当該宿泊施設が納入する宿泊税
		額が「市長が別に定める金額以下」である必要があり、
		その金額を 120 万円としたいと考えております。
		これは、宿泊税のある程度の納入の確保を前提とする
		ため、比較的規模の小さい宿泊施設を特例要件の対象
		とする必要があり、小規模事業者支援法の定義による
		と宿泊業については従業員数が「20人以下」の場合
		を小規模事業者と定めており、それらの施設が1年間
		に納入する宿泊施設を試算すると 120 万円となるため
		当該金額を要件としたいと考えております。
19	申告や納入が遅れたらどうなります	納期限後に納入申告書の提出があった場合について
	か。	は、不申告加算金が課せられる場合があります。また、
		納期限までに宿泊税額を納入していただけなかった
		場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課せら
		れる場合があります。
20	簡易宿所で毎年営業許可を申請して	簡易宿所について、毎年営業許可を受けている場合
	いますが、毎月申告は必要ですか。	は、毎月申告が必要になります。なお、経営をしてい
		ない時期があれば、休止・再開・廃止申告書を市民税
		課までご提出ください。

○使途について

No	質問・意見	市の回答
21	使途の「災害時における市民等の安全	災害が発生し、市民や観光客等が市内宿泊施設に避難

	安心の確保 については、観光とは少	した場合の宿泊料金に財源を活用することなどを想
	し違う取り組みと感じました。これは	定しています。
	どういう内容でしょうか。	
22	宿泊税については良いと思います。弘	いただいた税収を活用して、インバウンド客に対する
	前市は多言語のサービスが弱いと思	多言語での案内やパンフレットの制作のほか、宿泊施
	うので、例えば、京都ではバスに乗る	設に対する多言語の表示板設置などに関する補助金
	と、英語、中国語、韓国語が流れてき	創設を検討します。
	ます。弘前市でも、市内の一部のバス	
	だけでもやっていただけると良いと	
	思います。	
23	さくらまつりとねぶたまつりの時は、	市では昨年、ひろさきガイド学校を設置し、多言語を
	さまざまな外国人がおいでになりま	話せるガイドの育成等に取り組んでおり、引き続き充
	す。英語はいいですが、私の施設はフ	実が図られる施策に活用してまいりたいと考えてお
	ランスやドイツ、スイスのお客様が多	ります。
	いです。別府市では、祭りの時に駅で	
	英語担当や中国語担当の案内人がい	
	ます。弘前でも祭りの時期に同じよう	
	なことができれば良いと思います。	
24	冬の誘客が弱いと感じています。秋は	市としても、冬期間は宿泊者数が落ち込むことを認識
	お客さんが来ていますが、冬が来ませ	していることから、閑散期に宿泊客の増加につながる
	ん。雪燈籠祭りはありますが、公園の	施策に活用してまいりたいと考えております。
	中だけでやっている印象で、もう少し	
	工夫の余地があるのではないかと思	
	います。例えば、商店街の人に協力を	
	願って、土手町に燈籠を作ってみるな	
	ど、市外から来た人にもわかる工夫が	
	あれば良いと思います。	
25	資料の12ページの使途案について赤	弘前市宿泊税検討委員会の委員から要望が多かった
	字となっている2カ所はどういった	内容で、また宿泊事業者にも関係する内容であるた
	理由で赤字としているのでしょうか。	め、赤字にしているものであります。

○導入スケジュールについて

No	質問・意見	市の回答
26	導入を見込んでいる時期はいつから	宿泊税の導入は、来年度の後半頃を目指しています。
	なのか。	

27	弘前市宿泊税システム整備等補助金	交付時期は決まっておりませんが、宿泊事業者の準備
	はいつから交付される予定なのか。	が宿泊税の導入時期までに間に合うように交付した
		いと考えております。

○その他

No	質問・意見	市の回答
28	宿泊料金を表示する際に、宿泊税は税込みで表記	宿泊料金の表記に関する規定はありません。
	するなどの規定はあるのか。	
29	他に青森県内で導入を検討している自治体はあ	県に確認したところ、県を含め、県内市町村
	るのか。	には導入の動きは見られていないと伺って
		います。
30	宿泊税の導入は決定しているのか。	市としては、宿泊税の導入に向けて説明会を
		開催しているものであります。
31	アンケート調査の結果について、反対意見はどれ	アンケート調査にご回答頂いた 52 施設のう
	くらいあったのか。	ち、自由意見の記載欄で反対意見があったの
		は9施設となっております。
32	私の旅館はビジネス客の利用が多く、仕事の関係	課税の公平性の観点から、宿泊客は、行政サ
	で30日間泊まるお客様もいます。その場合、30	ービスを享受しており、一定の負担をお願い
	日×200円で合計6,000円の宿泊税がかかります。	するものであります。
	こうなってしまうと、弘前市に泊まらずに市外に	
	お客さんが行ってしまい、青森県全体で宿泊税が	
	導入されないと、弘前市の空洞化が起きることが	
	考えられます。	
33	宿泊税を導入することにより、近隣市町村へ宿泊	既に導入している自治体からは、その地域に
	客が流れたなどのデメリットの声はありました	おいて宿泊客の減少や印象が悪化したなど
	か。	といった影響はないと伺っております。

以上